

2022年6月7日 全15頁

# 配当等の上限額はどのように計算されるか

## 会社法上の分配可能額の計算方法

金融調査部 研究員 斎藤航

### [要約]

- 会社法では、債権者保護のため、配当や一定の自己株式の有償取得などにより、会社財産を株主に払い戻す金額の上限を「分配可能額」として定めている。
- 分配可能額は、配当等の効力発生日における剰余金の額を基礎として、それに一定の金額を増額・減額することで算出される。本稿では、分配可能額の計算方法について詳述する。
- 仮に分配可能額を超えて配当等が交付された場合、原則として、会社や債権者は、交付をした金銭等の帳簿価額に相当する額の支払いを株主に対して請求することができる。また、当該行為に関する職務を行った取締役等に対して、会社は、交付をした金銭等の帳簿価額に相当する額の支払いを請求することができる。

### 目次

1. はじめに.....	2
2. 分配可能額とは.....	2
3. 分配可能額の計算の基本プロセス.....	3
4. 「剰余金の額」の算出.....	3
5. 自己株式についての調整.....	8
6. 臨時決算に伴う調整.....	9
7. その他の調整.....	11
8. 分配可能額を超えた剰余金の違法な配当が行われた場合.....	14
9. 最後に.....	15
参考文献.....	15

## 1. はじめに

株主還元としての配当や自己株式取得の在り方に関心が集まっている。株主は企業に出資する対価として、配当など会社から利益の一部を受ける権利を有している。自社株買いも、企業が自社の株式を自己資金で買い戻す結果、EPS（1株当たり当期純利益）が増加し、株主にとっては企業から受け取る利益の配分が増加する。従って、配当や企業の自己株式取得は株主還元といえる。株価の下支えをしたり、出資した株主に報いたりするためにも株主還元は重視されるものといえ、実際、日本経済新聞によると、2022年に入り、株主還元策として自社株買いを発表する企業が急増している<sup>1</sup>。その一方で、分配政策の観点から株主還元を制限し、その代わりに人的投資を増やすべきではないかという指摘もある<sup>2</sup>。

こうした株主還元には、そもそも、法律上、上限額が定められている。本稿では、この上限額（分配可能額）についてその計算方法を詳しく説明する。

## 2. 分配可能額とは

分配可能額とは、剰余金の配当、自己株式の有償取得といった、株主に対して金銭その他の財産を交付する場合において、当該金銭等の帳簿価額の総額を超えてはならないとされる金額である（会社法 461①②）。

株式会社の出資者（＝株主）は有限責任であり、債権者の弁済原資は会社財産のみである。従って、会社財産の流出を無制限に許すと債権者の権利が害される。そこで、会社法では、債権者保護のために、会社財産を株主に払い戻す金額の上限額を「分配可能額」として規定し、財産規制を設けている。

一般に、分配可能額の規制が適用される場面には大きく以下の2つがある。

- 剰余金の配当（会社法 461①八）
- 一定の自己株式の有償取得<sup>3</sup>（会社法 461①一～七）

本稿では、分配可能額の計算方法について詳述する。会社法では、分配可能額の規制が遵守される場合、所定の手続きを経ることで、年に何回でも株主への配当をすることができる（会社法 453）。

<sup>1</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGD2693M0W2A420C2000000/>

<sup>2</sup> 例えば、岸田首相は2022年2月21日に「株主還元という形で成長の果実等が流出しているということについてはしっかりと受け止め、この現状について考えていくことは重要」と述べている。

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-02-21/R7MM17T0AFB401>

<sup>3</sup> 自己株式の取得で分配可能額の規制が適用されないケースとしては、例えば、単元未満株式買取りの請求による自社株式の取得がある（会社法 155 七、192①）。これは、単元未満株主の投下資本の回収の機会を確保するためである（江頭（2021）などを参照）。

### 3. 分配可能額の計算の基本プロセス

分配可能額の算定は、剰余金の額を基礎として、それに一定の金額を増額・減額することで算出される（会社法 446、461②）。具体的には、以下のプロセスを経て算出される。

- （自己株式の有償取得や配当などの効力発生日における）剰余金の額を算出
- 自己株式について調整を加える
- 臨時決算に伴う調整を加える
- その他の調整を加える

### 4. 「剰余金の額」の算出

分配可能額の計算の基礎となる（自己株式の有償取得や配当などの効力発生日における）「剰余金の額<sup>4</sup>」の算出について解説する。

分配可能額や剰余金の額は、前期の事業年度末ではなく、自己株式の有償取得や配当などが効力を生ずる日における金額とされている（会社法 446、461①）。従って、最終事業年度<sup>5</sup>末日（＝直近の決算日）の剰余金（＝その他資本剰余金の額＋その他利益剰余金の額）に、最終事業年度末日後に生じた一定の金額を増額・減額することで、自己株式の有償取得や配当などの効力発生日の剰余金の額を算出する。剰余金の額の算出式は以下の通りである（会社法 446）。

$$\begin{aligned}
 \text{剰余金の額} &= \text{① 最終事業年度末日の資産の額} \\
 &+ \text{② 最終事業年度末日の自己株式の帳簿価額} \\
 &- \text{③ 最終事業年度末日の負債の額} \\
 &- \text{④ 最終事業年度末日の資本金・準備金の合計額} \\
 &- \text{⑤ 上記の③および④のほか、法務省令で定める額} \\
 &+ \text{⑥ 最終事業年度末日後に処分した自己株式の処分対価} \\
 &- \text{⑦ 最終事業年度末日後に処分した自己株式の帳簿価額} \\
 &+ \text{⑧ 最終事業年度末日後の資本金減少額（準備金積立分を除く）} \\
 &+ \text{⑨ 最終事業年度末日後の準備金減少額（資本金積立分を除く）}
 \end{aligned}$$

<sup>4</sup> 会社法では、「剰余金の額」は剰余金の配当等の効力発生日における剰余金の額のことを指す（会社法 446）。一方で、会社法では「剰余金」についての明確な定義はなされていない。

<sup>5</sup> 最終事業年度とは、貸借対照表・損益計算書などの計算書類が定時株主総会の承認を受けた最新の事業年度のこと（会社法 2 二十四）。例えば、3 月決算の企業において、2022 年 4 月時点で定時株主総会の承認が終わっていない場合は、最終事業年度は 2020 年度となる。その後、2022 年 6 月に定時株主総会で承認された場合は、それ以降の最終事業年度は 2021 年度となる。

- － ⑩ 最終事業年度末日後に消却した自己株式の帳簿価額
- － ⑪ 最終事業年度末日後の剰余金配当額
- － ⑫ 上記⑩⑪のほか法務省令で定める額

上記⑤の金額は以下の算式により計算される（会社計算規則 149）。

- a 最終事業年度末日の資産の額
- ＋ b 最終事業年度末日の自己株式の帳簿価額
- － c 最終事業年度末日の負債の額
- － d 最終事業年度末日の資本金・準備金の合計額
- － e （最終事業年度末日の）その他資本剰余金の額
- － f （最終事業年度末日の）その他利益剰余金の額

上記⑫の金額は以下の算式により計算される（会社計算規則 150）。

- g 最終事業年度末日後に剰余金を減少して資本金・準備金を増加した場合の減少額
- ＋ h 最終事業年度末日後に剰余金の配当を行った場合の準備金積立額
- ＋ i 最終事業年度末日に会社が吸収型再編受入行為に際して処分した自己株式の処分対価
- － j 最終事業年度末日に会社が吸収型再編受入行為に際して処分した自己株式の帳簿価額
- ＋ k 最終事業年度末日後に会社が吸収分割会社または新設分割会社となる吸収分割または新設分割に際して剰余金の額を減少した場合における当該減少額
- － l 最終事業年度末日後に会社が行った吸収型再編受入行為について次の金額
  - i 吸収型再編後のその他資本剰余金
  - － ii 吸収型再編の直前のその他資本剰余金
  - ＋ iii 吸収型再編後のその他利益剰余金
  - － iv 吸収型再編の直前のその他利益剰余金
- － m 最終事業年度末日後に会社計算規則 21 の規定により増加したその他資本剰余金
- － n 最終事業年度末日後に会社計算規則 42 の 2⑤一の規定により変動したその他資本剰余金
- － o 最終事業年度末日後に会社計算規則 42 の 2⑦の規定により自己株式の額を増加した場合の当該増加額

従って、以上を整理すると、次のようになる。

**4.1. 最終事業年度末日の剰余金（上記①～⑤）**

最終事業年度末日の「その他資本剰余金の額＋その他利益剰余金の額」

**4.2. 最終事業年度末日後の自己株式処分・消却による修正（⑥⑦⑩）**

- ＋ 最終事業年度末日後に処分した自己株式の処分差損益
- － 最終事業年度末日後に消却した自己株式の帳簿価額

**4.3. 最終事業年度末日後の純資産の部の計数変動（⑧⑨⑫g）**

- ＋ 最終事業年度末日後の資本金減少額（準備金積立分を除く）
- ＋ 最終事業年度末日後の準備金減少額（資本金積立分を除く）
- － 最終事業年度末日後に剰余金を減少して資本金・準備金を増加した場合の減少額

**4.4. 最終事業年度末日後の剰余金の配当（⑪⑫h）**

- － 最終事業年度末日後の剰余金配当額
- － 最終事業年度末日後に剰余金の配当を行った場合の準備金積立額

**4.5. 最終事業年度末日後の吸収型再編受入行為による修正（⑫i, j, l）**

- － 最終事業年度末日後に会社が吸収型再編受入行為に際し処分した自己株式の処分差損益
- ＋ 最終事業年度末日後に会社が行った吸収型再編受入行為によるその他資本剰余金増減額
- ＋ 最終事業年度末日後に会社が行った吸収型再編受入行為によるその他利益剰余金増減額

**4.6. 分割会社が剰余金の額を減少した場合の減少額（⑫k）**

- － 最終事業年度末日後に会社が吸収分割会社または新設分割会社となる吸収分割または新設分割に際して剰余金の額を減少した場合における当該減少額

**4.7. 出資不足額の填補責任などの履行により支払われたその他資本剰余金の増加額（⑫m）**

- ＋ 最終事業年度末日後に会社計算規則 21 の規定により増加したその他資本剰余金

**4. 8. 取締役等の報酬として株式を交付する場合（事前交付型）における調整（⑫n、o）**

- + 最終事業年度末日後に会社計算規則 42 の 2⑤一の規定により変動したその他資本剰余金
- + 最終事業年度末日後に会社計算規則 42 の 2⑦の規定により自己株式の額を増加した場合の当該増加額

以下でこれらについて解説する。

**4. 1. 最終事業年度末日の剰余金**

最終事業年度末日とは（直近の）決算日のことであるため、決算日～配当等の効力発生日までの剰余金の変動を 4. 2. ～4. 5. で反映させる。2. で述べたように、会社法では、決算を基にした配当だけでなく、年何回でも配当が可能なことから、決算日以降の剰余金の変動も考慮に入れる必要がある。

**4. 2. 最終事業年度末日後の自己株式処分・消却による修正**

処分した自己株式の処分差益（差損）を増額（減額）し、消却した自己株式の帳簿価額を減額する。ただし、5. 1. で説明するように、分配可能額の算定時には、その時点での自己株式の帳簿価額を控除する。

**4. 3. 最終事業年度末日後の純資産の部の係数変動**

資本金・準備金を取り崩して剰余金に振り替えた場合は、剰余金が増額される。逆に、剰余金を取り崩して資本金・準備金として積み立てた場合は、剰余金が減額される。

**4. 4. 最終事業年度末日後の剰余金の配当**

最終事業年度末日後の期中の配当の影響を反映させる。期中の配当額とそれに伴う法定準備金の積立額を減額する。

会社法では、資本金の 1/4 に達するまで、配当の額の 1/10 を資本準備金または利益準備金として積み立てなければならない（会社法 445④、会社法計算規則 22①一）。資本剰余金を配当の原資とした場合は資本準備金を積み立て、利益剰余金を配当の原資とした場合は利益準備金を積み立てる（会社計算規則 22）。

#### 4.5. 最終事業年度末日後の吸収型再編受入行為による修正

最終事業年度末日後の吸収型再編受入行為の影響を反映させる。吸収型再編受入行為とは、次のものをいう（会社計算規則 2③三十八）。

- 吸収合併による吸収合併消滅会社の権利義務の全部の承継
- 吸収分割による吸収分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部の承継
- 株式交換による株式交換完全子会社の発行済株式全部の取得
- 株式交付に際してする株式交付子会社の株式または新株予約権等の譲受け

吸収型再編受入行為が行われた場合、4.2. で増額（減額）した自己株式処分差益（差損）のうち、吸収型再編受入行為に関する部分を減額（増額）する（会社計算規則 150①三）。つまり、吸収型再編受入行為の一環として行われた自己株式処分の影響を、剰余金から一旦排除する。その上で、その吸収型再編受入行為に伴って実際に増減した資本剰余金・利益剰余金の額を剰余金に反映する（会社計算規則 150①五）。

#### 4.6. 分割会社が剰余金の額を減少した場合の減少額

無対価の吸収分割で、吸収分割会社から吸収分割承継会社へ剰余金を引き継ぐ場合を考えると、吸収分割承継会社では剰余金が増加するが、吸収分割会社では剰余金が減少する。吸収分割会社での剰余金の減少額を剰余金の額の算定において控除する<sup>6</sup>（会社計算規則 150①四）。新設分割についても同様である。

#### 4.7. 出資不足額の填補責任などの履行によるその他資本剰余金の増加額

株式会社の設立の時における現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載・記録された価額に著しく不足する場合の発起人・設立時取締役の不足額支払義務、不公正な払込金額で株式を引き受けた者の「払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額」に相当する金額の支払義務などが履行された場合は、その他資本剰余金が増加し、剰余金の額も増加する<sup>7</sup>（会社計算規則 150①六、21）。

#### 4.8. 取締役等の報酬として株式を交付する場合（事前交付型）における調整

2019年の会社法改正により、取締役等への報酬として、金銭の払込み等を要しないで株式を発行できることとされた（会社法 202 の 2）。これには、株式を交付するタイミングにより、事前交付型と事後交付型という 2 つの種類がある。事前交付型では、企業が条件付きで取締役等

<sup>6</sup> 米田（2014）を参照。

<sup>7</sup> 脚注 6 に同じ。

へ株式を職務執行開始後速やかに交付する。事後交付型では、条件の達成後に取締役等は株式を受け取ることができる。(事後交付型については剰余金の額の調整を行わないが) 事前交付型につき剰余金の額の調整を行う。

事前交付型では、「企業が条件付きで取締役等に職務執行開始後速やかに交付した株式」の公正な評価額を出し、それに自己株式処分割合を乗じた額につきその他資本剰余金を変動させ、剰余金の額も変動させる<sup>8</sup>(会社計算規則 150①七、42の2⑤一)。

また、事前交付型で結果的に条件が達成されなかった場合、企業はその株式を無償で没収し、自己株式とする。当初の割当日において減額した自己株式の額のうち、没収した部分に相当する額につき剰余金の額を増額させる<sup>9</sup>(会社計算規則 150①八、42の2⑦)。

## 5. 自己株式についての調整

分配可能額の算出に当たっては、上記 4. で算出した剰余金の額に自己株式についての調整を行う。

剰余金の額 (4. で算出)						
－ 自己株式の帳簿価額 (5. 1.)						
－ 最終事業年度末日後に処分した自己株式の対価の額 (5. 2.)						
＋ 吸収型再編受入行為等に際して処分した自己株式 (5. 3.)						
＋ 自己株式を取得し、対価として別の種類の株式を交付した場合の調整額 (5. 4.)						
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">i</td> <td>取得した株式の帳簿価額</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">－ ii</td> <td>取得した株式の株主に交付する株式以外の財産 (社債等を除く) の帳簿価額</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">－ iii</td> <td>取得した株式の株主に交付する社債等に付すべき帳簿価額</td> </tr> </table>	i	取得した株式の帳簿価額	－ ii	取得した株式の株主に交付する株式以外の財産 (社債等を除く) の帳簿価額	－ iii	取得した株式の株主に交付する社債等に付すべき帳簿価額
i	取得した株式の帳簿価額					
－ ii	取得した株式の株主に交付する株式以外の財産 (社債等を除く) の帳簿価額					
－ iii	取得した株式の株主に交付する社債等に付すべき帳簿価額					

### 5. 1. 自己株式の帳簿価額

自己株式の帳簿価額を分配可能額から減額する (会社法 461 ②三)。

会計上、保有する自己株式は資産性が認められず、株主資本の控除項目として処理されてい

<sup>8</sup> 会計処理上は、事前交付型につき、新株の発行により行う部分は払込資本を増加させないが、自己株式の処分により行う部分は割当日に自己株式の帳簿価額を減額するとともに、同額のその他資本剰余金を減額する (企業会計基準委員会 実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」12 項、40 項)。

<sup>9</sup> 会計処理上は、無償取得に相当する額の自己株式を増額し、同額のその他資本剰余金を増額する (企業会計基準委員会 実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」14 項、47 項)。

る。そのため、分配可能額の計算でも保有する自己株式に相当する金額を減額することとなっている。

## 5.2. 最終事業年度末日後に自己株式を処分した場合における自己株式の対価の額

自己株式の処分対価を分配可能額から減額する（会社法 461②四）。

剰余金の額を算定する段階で、一旦、増額された当期中の自己株式の処分対価につき、分配可能額算定の段階で改めて減額し直す。結果として、自己株式の処分対価は、原則、分配可能額に影響を及ぼさない。ただし、6.2. で述べるように、臨時決算を経た場合は自己株式の処分対価につき分配可能額を増額させることができる。

## 5.3. 吸収型再編受入行為等に際して処分した自己株式

5.2. で減額した自己株式の処分価額のうち、吸収型再編受入行為等に際して処分した自己株式の対価の額は再度増額し直す（会社計算規則 158 十）。つまり、吸収型再編受入行為等に際して処分した自己株式の対価の額については、5.2. と 5.3. で相殺される。

## 5.4. 自己株式を取得し、対価として別の種類の株式を交付した場合の調整額

取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式（取得請求権付株式等とする）を取得し、別の種類の株式を交付した場合の取扱いについて、5.1. で分配可能額から控除した取得請求権付株式等の帳簿価額を 5.4. で改めて増額し直す。（会社計算規則 158 九）。

なお、株式以外の財産や社債等が交付される場合は、交付される財産や社債等の帳簿価額相当額だけ分配可能額を減額する。

## 6. 臨時決算に伴う調整

会社法では、定められた決算の時期以外でも、期中の特定の日を臨時決算日として、決算に準じた手続きを行う制度が存在し、臨時決算と呼ばれる（会社法 441）。分配可能額は配当等の効力発生日につき計算されるため、臨時決算を行うことで、期首から臨時決算日までに生じた純損益を分配可能額に反映させることが可能となる（会社法 461②二、会社計算規則 156、157）。

ただし、臨時決算を行う場合、臨時計算書類を作成し、監査役等の監査を受けなければならない（会社法 441②）。そのため、分配可能額を増加させる必要が特にない限り、臨時決算を行わないのが通常である。

自己株式調整後の剰余金の額 (5. で算出) + 期間損益 (6. 1.) ( i 臨時決算書類の損益計算書に計上された当期純損益 (利益) - ii 臨時決算書類の損益計算書に計上された当期純損益 (損失) ) + 自己株式の処分対価 (6. 2.) ( iii 臨時決算の期間内に処分した自己株式の処分対価 - iv 吸収型再編受入行為等に際して処分する自己株式の処分対価 ) - 当期中に 2 以上の臨時決算書類を作成した場合の期間損益、自己株式の処分対価の調整額 (6. 3.)
---

### 6. 1. 期間損益

臨時決算時点における期間損益を分配可能額に反映する。利益であれば分配可能額を増額し (会社法 461②二イ、会社計算規則 156)、損失であれば分配可能額を減額する (会社法 461②五、会社計算規則 157)。

### 6. 2. 自己株式の処分対価

自己株式の処分対価は、本決算を経ない限り、配当等に充てることは認められない。しかし、臨時決算が行われた場合は、期中の自己株式の処分対価につき分配可能額を増額する (会社法 461②二ロ)。ただし、吸収型再編受入行為等に際して処分する自己株式の処分対価については、分配可能額に既に増額されているため、ここでは重ねて増額しない (会社計算規則 158 七)。

### 6. 3. 当期中に 2 以上の臨時決算書類を作成した場合の期間損益、自己株式の処分対価の調整額

例えば、3月決算の会社が、臨時決算を四半期ベースで3回(6月末、9月末、12月末)作成する場合を考える。9月末の臨時決算書類は、事業年度の初日(4月1日)から臨時決算日(9月末)までの損益計算書を作成することとされている(会社法 441①二)。つまり、第2四半期分のみ作成することは求められておらず、第1、第2四半期の累計分で作成する。そのため、9月末の臨時決算書類に基づき、分配可能額の計算を行った場合、前回の臨時決算日(6月末)時点で既に分配可能額に算入している期間損益や自己株式の処分対価を重複してカウントすることになる。そこで、直近の臨時決算以外の臨時決算による期間損益や自己株式の処分対価の影響を分配可能額から排除し、直近の臨時決算分の期間損益や自己株式の処分対価のみ分配可能額に反映するための調整を行う。直近の臨時決算以外の臨時決算につき、6. 1. および 6. 2. で分

配可能額を増額（減額）している場合は、その分を減額（増額）して、相殺する（会社計算規則 158 五）。

## 7. その他の調整

最後に、その他の調整をすることにより、分配可能額が算出される（会社計算規則 158）。

<p>自己株式・臨時決算調整後の剰余金の額（6. で算出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ のれん等調整額のうち的一定額（7. 1.）</li> <li>－ その他有価証券評価差額金の評価損（7. 2.）</li> <li>－ 土地再評価差額金の評価損（7. 2.）</li> <li>－ 連結配当規制の任意配当額（7. 3.）</li> <li>－ 純資産額 300 万円以上を維持するための調整額（7. 4.）</li> <li>－ 不公正発行の義務の履行による調整額（7. 5.）</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 最終事業年度末日後に不公正発行の責任履行により増加した資本剰余金の額</li> </ul> </p> <p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ii 臨時決算が行われた場合の i の額</li> </ul> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p>
---

### 7.1. のれん等調整額のうち的一定額

のれん等調整額を一定の範囲内で分配可能額から減額する（会社計算規則 158 一）。のれん等調整額とは以下の金額をいう。

$$\text{のれん等調整額} = \text{のれん} \div 2 + \text{繰延資産}$$

資産の部に計上されたのれんの額の全額が換金可能であるか疑わしく、繰延資産<sup>10</sup>は（元々費用であり）換金性がない。換金性の低いこれらの資産を根拠に分配可能額を計算し、配当等で会社財産を社外に流出してしまうと、債権者の権利が害される恐れがある。そのため、会社法では、これらの資産がある場合に分配可能額の制限を強化している<sup>11</sup>。

のれんは企業の（同業他社と比べたときの）超過収益力を表し、企業結合などで計上されるが、それ単体では換金ができない。しかし、のれんが多額な場合、株主への分配が十分にできなくなってしまうため、のれん等調整額はのれんの 2 分の 1 に圧縮されている。また、のれんの額の分配可能額からの控除の上限はその他資本剰余金までとされている。

のれん等調整額の減額金額は以下のようにまとめられる（図表 1、図表 2）。

<sup>10</sup> 既に対価の支払が完了するか支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用が存在する場合がある。その効果が及ぶ期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表に資産として計上されたものを繰延資産という（企業会計原則 注 15）。

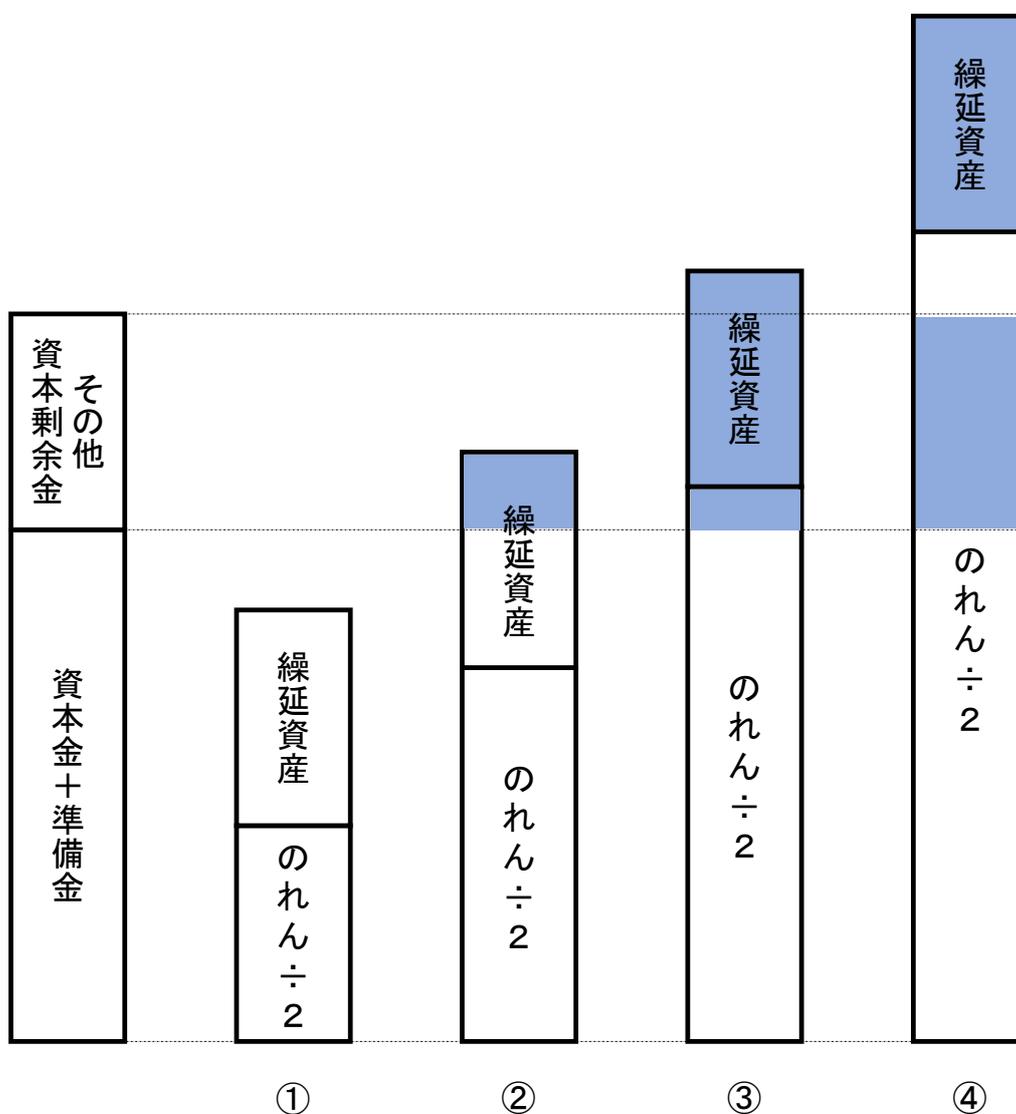
<sup>11</sup> 江頭（2021）、桜井（2021）などを参照。

図表1 のれん等調整額の分配可能額からの控除額

のれん等調整額の大きさ		分配可能額からの控除額
①	のれん等調整額 $\leq$ 資本金+準備金	ゼロ
②	資本金+準備金<のれん等調整額 & のれん等調整額 $\leq$ 資本金+準備金+その他資本剰余金	のれん等調整額-(資本金+準備金)
③	資本金+準備金+その他資本剰余金<のれん等調整額 & のれん $\div 2 \leq$ 資本金+準備金+その他資本剰余金	のれん等調整額-(資本金+準備金)
④	資本金+準備金+その他資本剰余金<のれん等調整額 & のれん $\div 2 >$ 資本金+準備金+その他資本剰余金	その他資本剰余金+繰延資産

(出所) 会社計算規則、横山(2006)より大和総研作成

図表2 のれん等調整額の分配可能額からの控除額(色塗り部分)



(注) 色塗り部分に相当する金額を分配可能額から減額する。

(出所) 会社計算規則、横山(2006)より大和総研作成

## 7.2. 評価換算差額

その他有価証券評価差額金の評価損、土地再評価差額金の評価損は分配可能額から減額する（会社計算規則 158 二、三）。

分配可能額の計算の基礎となる剰余金の額は、前述の通り「その他資本剰余金の額＋その他利益剰余金の額」に一定の金額を調整したものであるため、貸借対照表で「評価換算差額」として計上されている上記項目は、もともと分配可能額には反映されない。しかし、その他有価証券評価額金等がマイナス（評価損）の場合に、分配可能額から減額することで、損失が現実化したものとして、会社財産の社外流出を防止するという会計の保守主義の原則の考えに沿った取扱いが行われることになる。

## 7.3. 連結配当規制の任意配当額

連結配当規制適用会社については、連結ベースでの配当規制を適用する特例が設けられている（会社計算規則 158 四）。会社法の配当制限は、個別貸借対照表に基づき行われるため、連結企業集団全体でみれば分配可能額がなくても子会社に累積損失を押し付けることにより親会社が分配可能額を捻出して配当することが可能となっている。しかし、そうした配当は望ましくないため、連結貸借対照表を考慮に入れた配当規制を任意で適用することが許容されている<sup>12</sup>。

具体的には、個別貸借対照表上の分配可能額よりも、連結貸借対照表上の分配可能額が小さくなる場合は、任意で連結貸借対照表上での配当規制を適用することができる。逆に、個別貸借対照表上の分配可能額よりも、連結貸借対照表上の分配可能額が大きくなる場合は連結貸借対照表上での配当規制を適用することはできない。

連結配当規制適用会社となることを選択できるのは、次の①②の要件をいずれも適用する会社である（会社計算規則 2③五十五）。なお、連結配当規制の適用を受ける場合は、個別注記表にその旨を注記しなければならない（会社計算規則 98①十八）。

- ① 連結計算書類を作成している
- ② ある事業年度の末日（最終事業年度末日）から次の事業年度の末日（次の最終事業年度末日）までの間における分配可能額の算定について、連結配当規制の適用を受けることを、計算書類の作成に際して定めている

## 7.4. 純資産額 300 万円以上を維持するための調整額

会社法 458 条では、純資産額が 300 万円を下回る場合の剰余金の配当が禁止されているが、（配当等をした結果）純資産額が 300 万円を下回るようになるような剰余金の配当等自体は禁止されていない。そこで、純資産額が 300 万円から不足する額を分配可能額から控除することで、

<sup>12</sup> 桜井（2021）などを参照。

純資産額が 300 万円を下回るようになるような剰余金の配当等が行われないうようにして、純資産額が 300 万円以上であることを維持するように調整する（会社計算規則 158 六）。

300 万円－（資本金＋準備金＋株式引受権の額＋新株予約権の額＋貸方残高の評価・換算差額等）

## 7.5. 不公正発行の義務の履行による調整額

直近の決算期後に、不公正発行に伴う支払い義務が履行されて増加した「その他資本剰余金」の額などは、分配可能額から控除する（会社計算規則 158 八）。例えば、取締役等と共謀して著しく不公正な払込金額で株式を引き受けた場合、その引受人は払込金額と公正な価額との差額に相当する金額を会社に支払う義務がある（会社法 212）。引受人がこの支払い義務を履行した場合、その支払額は「その他資本剰余金」に計上される（会社計算規則 21 四）。このようにして最終事業年度末日後に増加した「その他資本剰余金」は、分配可能額には反映しない。ただし、臨時決算が行われた場合、その金額は分配可能額に反映し、配当等に充当することが可能である（会社法 461②二）。

## 8. 分配可能額を超えた剰余金の違法な配当が行われた場合

最後に、本稿で算出方法を解説した分配可能額を超えた剰余金の配当が行われた場合に、どのような規定が会社法でなされているのかを簡潔に説明する。船津（2020）によると、「分配可能額規制に違反して交付された配当財産は、その全体が“本来もらってはいけないもの”として評価されている」のがポイントである。従って、分配可能額を超えた配当分については、基本的には、それを受領した株主に対して返還の請求ができるものと理解できる。

分配可能額を超えて剰余金の違法な配当が行われた場合、会社は株主に対して、交付をした金銭等の帳簿価額に相当する額の支払いを請求することができる（会社法 462①）。なお、この場合に、対象となる株主の善意・悪意は問われないと解される<sup>13</sup>。

会社の債権者も株主に対して、会社に対して有する債権額の範囲内で金銭の支払いを請求することができる（会社法 463②）。

さらに、「当該行為に関する職務を行った業務執行者（取締役または指名委員会等設置会社においては執行役）」および「株主総会や取締役会に剰余金の配当に関する議案を提出した取締役」に対して会社は、交付をした金銭等の帳簿価額に相当する額の支払いを請求することができる（会社法 462①）。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、

<sup>13</sup> なお、違法配当に関与した業務執行者等が支払義務を履行した場合、株主に対して求償することができるが、この場合は悪意の株主（分配可能額を超えて配当が行われたことを知っていた株主）に限られる（会社法 463①）。つまり、株主の代わりに、違法配当に関与した業務執行者等が違法配当分を会社に対して支払った場合、善意の株主に対しては、その支払額の返還を請求することはできない。

その義務を免れることができる（会社法 462②）。

以上に加え、会社法では、配当が行われた後の事後的な規制もなされている。分配可能額の規制を遵守して剰余金の配当が行われた場合であっても、業績が芳しくなく、事業年度末に欠損が生じた場合、業務執行者は会社に対して連帯して欠損額（ただし、会社が配当として交付した額が上限）を支払う義務を負う（会社法 465⑩十）。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この義務を免れることができる（会社法 465⑩）。また、総株主の同意があれば、この義務を免除することができる（会社法 465②）。なお、定時株主総会で定める場合の剰余金の配当などについては、この義務は生じない（会社法 465⑩十イなど）。

## 9. 最後に

以上、本稿で解説してきたような分配可能額の規制の下、資本政策、株主還元策に対する考え方、投資方針などを考慮しながら企業が独自に配当政策を決めることになる。本稿が企業の配当政策検討の一助となれば幸いである。

## 参考文献

- 伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征（2021）『会社法 第5版』，有斐閣
- 江頭憲治郎（2021）『株式会社法〔第8版〕』，有斐閣
- 神余博史（2021）『国家試験受験のためのよくわかる会社法（第8版）』，自由国民社
- 桜井久勝（2021）『財務会計講義 第22版』，中央経済社
- 中東正文・白井正和・北川徹・福島洋尚（2021）『会社法〔第2版〕』，有斐閣
- 船津浩司（2020）「やさしい会社法【第18回】長井社長、大盤振舞いがしたい ー分配可能額規制と資本制度」，日本評論社，『法学セミナー』2020年9月号92-98頁
- [横山淳（2006）「会社法下の分配可能額」（大和総研レポート、2006年6月23日）](#)
- 米田保晴（2014）「純資産の部の5項目（資本金・資本準備金・その他資本剰余金・利益準備金・その他利益剰余金）の取扱いについて ー会社法第445条～第452条、第461条第2項等の効果的教授法の試みー」，『信州大学法学論集』第23号333-372頁